

ご利用者さまへのお知らせ

～使用料返金手続き(還付申請)について～

【山田ふれあい文化センター】

1、還付申請について

- ・ご利用者さまの都合にて、申請内容の取消を還付期限までに行った場合、**使用料の半額**を返金いたします。
還付申請につきましては、窓口での申請が必要になります。

2、還付期限について

- ・申請内容の取消による還付期限は、**施設利用日**から起算して**7日前**です。
7日前を過ぎると還付ができなくなりますので、ご注意ください。(下図①参照)
- ・還付期限日が休館日にあたる場合は、**休館日の前日**が還付期限となります。
※休館日が連続する場合は、**休館日初日の前日**となります。(下図②参照)
- ・センター側の都合(台風など自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大予防に伴う臨時休館など)にて、利用中止になった場合は、還付期限が過ぎても**使用料の全額**を還付いたします。※金額によっては手続きに数日いただく場合がございます。

還付期限例

①通常の還付期限の場合	②還付期限最終日が休館日の場合 (4/23が休館日の場合) →休館日の前日が還付期限最終日になる。
<p>還付期限日 使用予定日</p> <p>4/23(日) 4/30(日)</p>	<p>還付期限日 休館日 使用予定日</p> <p>4/22(土) 4/23(日) 4/30(日)</p>

3、還付申請時に窓口への提出が必要な書類

- ①使用許可書兼領収書(お客様控え) ②使用取消届兼使用料充当申請書
 - ③使用料還付申請書 ④領収書 ⑤紛失届(使用許可書兼領収書を紛失された場合)
- ※提出書類の詳細については、各センターにお問い合わせください。
※②、③、④、⑤の用紙に関しては各センターHPからダウンロードできます。
※③、④、⑤については申請者の押印(朱肉印のみ)が必要になります。
※押印が無い場合はご返金が出来ませんので、予めご了承ください。

4、代理人による還付申請について

- ・原則、申請者の方が還付申請を行い、還付させていただきますが、**申請者(委任者)の印鑑が捺されている委任状(原本)をご提出いただいた場合、代理人の方でも還付が可能**になります。※委任状に関しては各センターHPからダウンロードできます。